

令和3年2月15日（月）
環境森林部自然環境課 青木、間藤
内線：2873

栃木県の死亡野鳥におけるA型鳥インフルエンザ 簡易検査陽性について

<環境省、栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県同時発表>

栃木県栃木市で、2月15日（月）にハヤブサ1羽の死亡個体が回収され、栃木県が簡易検査を実施したところ、A型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が出た旨の報告がありました。

この報告を受け、環境省が回収地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化します。

1 経緯

- 2月15日（月）
- ・栃木県栃木市でハヤブサ1羽の死亡個体を回収
 - ・栃木県が簡易検査を実施したところ、A型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応
 - ・回収地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化 ※

※今後、農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門において高病原性鳥インフルエンザウイルスの確定検査を実施予定ですが、検査結果の判明までは1週間程度かかる見込みです。

※現時点では、簡易検査により陽性が確認された段階であるため、病性は未確定であり、高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されたわけではありません。

※確定検査の結果、陰性となることもあります。

2 今後の対応

- (1) 環境省が栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県と調整の上、野鳥監視重点区域内における野鳥の監視を一層強化します。
- (2) 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html) に準じて、野鳥の監視強化を始めとした対応を行います。
- (3) 野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルは、令和2年11月5日付けで最高レベルとなる「対応レベル3」に引き上げられており、本県においても野鳥の監視強化を継続します。

3 留意事項

- (1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをいただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。
- (2) 周辺地域のみならず県民の皆様におかれては、「野鳥との接し方について」に十分留意されるようお願いいたします。
(https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf)

【取材について】

現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

【参考情報】

下記のホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

環境省HP (http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html)

群馬県自然環境課HP (<https://www.pref.gunma.jp/04/e2300215.html>)

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS

